

[整理番号. ]

# 木 材 引 換 券

【施主】

様

えひめ材の家づくり促進支援事業実施要領第3に規定する柱材等を提供します。

年 月 日

愛媛県林材業振興会議

会長

印

〔受領確認〕

区 分	引換券受領日	受領者氏名
施 主		
施工業者等		

注1) 施主は施工業者等に本券を提出し柱材等の提供を受けること

注2) 本券の有効期限は発行日が属する事業年度限りとする

(裏面)

※提供する柱材等

事業において提供する柱材等の規格と数量は次のとおりとする。

- (1) 県内で生産されたスギ・ヒノキの柱材やツーバイフォー材とする。

「在来軸組工法（柱材）」

日本農林規格(JAS)に合格したもの又は同等以上の性能を有するもの（一般社団法人愛媛県木材協会が旧JAS法に準じて格付けしたもの）、かつ、天然乾燥または人工乾燥により20%以下の含水率に至るまで乾燥させた材とする。

「桝組壁工法（ツーバイフォー材）」

日本農林規格(JAS)に合格したツーバイフォー材とする。

- (2) 「在来軸組工法」

- ・1件あたりの提供は、198千円とする。
- ・ただし、森林認証材については、243千円とする。
- ・また、梁・桁について、県産材をすべて使用した場合、60千円/件を上乗せ助成する。

「桝組壁工法」

- ・1件あたりの提供は、県産ツーバイフォー材相当額分172千円とする。